| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 第四条の申請書 | 規約認証申請書<br>規約 | 取消しをする日に係る特定日以後三年 | |
| | 第七条の届出の文書 | 規約変更届 | | |
| | 第八条第二項の請求の文書 | 聴聞の期日における審理の公開の請求の文書 | | |
| 規則一七―〇（管理職員等の範囲） | 第三条の通知の文書 | 組織の変更等についての通知の文書 | 三年 | 廃棄 |
| | 第二条の通知の文書の写し | 管理職員等以外の者が管理職員等になった旨又は管理職員等が管理職員等以外の職員になった旨の通知の文書の写し | 通知する日に係る特定日以後一年 | |
| 規則一七―一（職員団体の登録） | 第二条の職員団体登録簿 | 職員団体登録簿 | 取消し又は抹消をする日に係る特定日以後三年 | 廃棄 |
| | 第三条（第四条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第三項、第七条、第八条第一項又は第九条第一項の通知の文書の写し | 職員団体の登録をした旨又はしない旨の通知の文書の写し<br>変更された事項の登録をした旨又はしない旨の通知の文書の写し<br>職員団体の登録を抹消した旨の通知の文書の写し<br>職員団体の登録の効力停止を行う旨又は行わない旨の通知の文書の写し<br>職員団体の登録の取消しに係る聴聞の通知の文書の写し<br>職員団体の登録の取消しを行う旨又は行わない旨の通知の文書の写し | | |
| | 第五条第一項の申請書 | 職員団体の登録の抹消申請書 | | |
| | 第十条第二項の受理証明書の写し | 法人となる旨の申出の受理証明書の写し | | |
| | 第十一条の証明書の写し | 職員団体の登録がされた旨の証明書の写し | | |
| 規則一七―二（職員団体のための職員の行為） | 第三条の届出の文書 | 専従許可の取消し事由が生じた場合の届出の文書 | 三年 | 廃棄 |
| | 第一条第一項、第二条第一項又は第六条第二項の申請の文書 | 専従許可の申請書<br>専従許可の有効期間の更新の申請の文書<br>短期従事の申請の文書 | 申請に係る期間の末日の翌日に係る特定日以後三年 | |
| | 第六条第一項の許可の文書の写し | 短期従事の許可の申請の文書の写し | 有効期間の末日の翌日に係る特定日以後三年 | |
| 規則一七―三（職員団体等の規約の認証） | 第三条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の通知の文書の写し | 規約の認証をした旨又はできない旨の通知の文書の写し<br>規約の認証の取消しに係る聴聞の通知の文書の写し<br>規約の認証の取消しを行う旨又は行わない旨の通知の文書の写し | 取消しをする日に係る特定日以後三年 | 廃棄 |

十一　国際機関等派遣

| 人事管理文書の区分 | | 人事管理文書の例 | 保存期間 | 保存期間満了時の措置 |
|---|---|---|---|---|
| 派遣法 | 第二条第二項の同意の文書 | 国際機関等への派遣に係る職員の同意の文書 | 派遣が終了する日に係る特定日以後三年 | 廃棄 |